

いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

二本松市立二本松北小学校

1 「いじめ」とは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という）を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが、全ての児童に関係する問題であることに鑑み、決して軽んじて見ることなく、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として、危機感を持って行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、いじめを生まない安全・安心な環境作りを進め、児童一人一人がいじめをしない態度・能力を身につけるよう働きかけていかななければならない。（発達支持的生徒指導の視点から）
- (3) いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (4) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

4 いじめの防止等のための対策

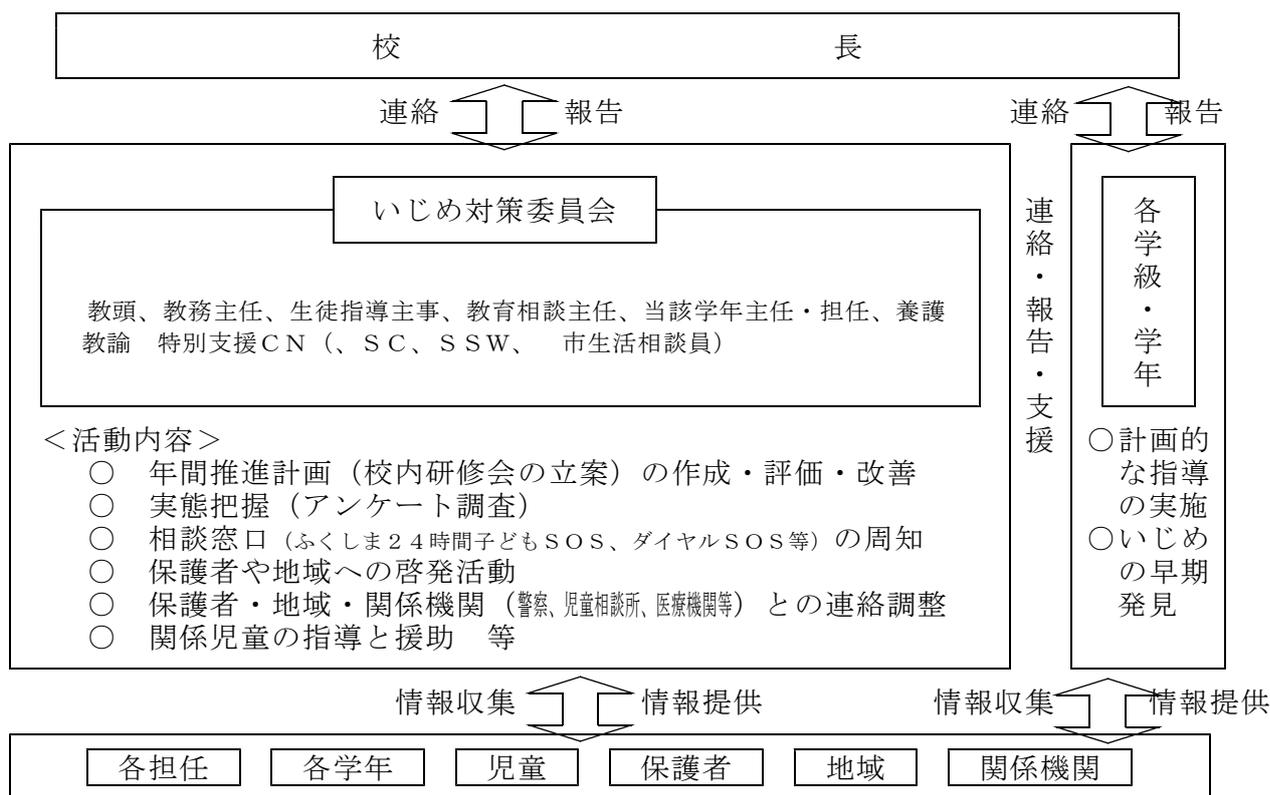
- (1) 道徳教育等の充実
 - ① 道徳の授業の充実を図りながら、繰り返し命の大切さや規範意識、思いやりの心を育むなど社会的資質や行動力を高めるように指導、援助し、いじめの未然防止に努める。
 - ② 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、児童の豊かな情操と道徳心を培い、互いの人格を尊重し、心の通う対人交流の能力の素地を養う。
- (2) 早期発見のための措置
 - ① いじめに関するアンケート調査を年3回（6月・10月・2月）実施するとともに、全児童を対象とした個別面談（11月）を行う。いじめの可能性のある児童については、詳細を明らかにして、個に応じた指導を行う。また、「日頃からいじめは決して許されない」ことであることを児童に繰り返し指導する。
 - ② 担任が、日頃から児童観察をよく行うとともに、他の教職員（担任外・養護教諭・相談員等）とも連携を図り、情報収集に努める。
- (3) 相談体制の整備
 - ① 学級で児童観察をし、必要に応じて教育相談を行うとともに、定期的な教育相談を実施する。事実関係を確認し、学校全体で組織的に対応するとともに、常に保護者と連携し、早期に問題の解決を図るようにする。児童の相談に対してはカウンセリングマインドに基づいた対応を心掛ける。なお、相談内容や対応、その後の状況等について記録を取る。
- (4) SNSを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ① 心身の苦痛を感じさせる書き込み等、SNSを通じて行われるものもいじめであること、重大な人権侵害に当たり刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪になり得ることを児童や保護者に指導し、必要な啓発活動を行う。
 - ② SNSを通じていじめが行われた場合において、いじめを受けた児童またはその保護者が、いじめに係る情報の削除を求め、または発信者情報の開示を請求しようとするときは、地方法務局の協力を求めるようにする。

(5) その他のいじめの防止等のための対策

- ① 年度始めに、特に指導を要する児童について、全職員で情報交換を行い、全職員で見守り、指導し、その後の児童の変容について継続して情報交換を行う。
- ② 定期的に徳チーム部会を開催し、児童に関する情報交換を行い、児童の情報を共有するとともに、早急に対応が必要な児童についてはその対応策を協議する。また、全体で指導が必要な事項については、学校全体で共通理解を図り、全職員で指導の徹底を図る。更に、必要に応じて保護者との連携を図る。
- ③ 縦割り班活動等、年間を通じて、豊かな人間関係を育むための教育活動を教育課程に位置付ける。
- ④ 日頃からあいさつや声掛けを行うとともに、給食や休み時間などにおいて児童との触れ合いを大切に、児童との信頼関係を築いていく。
- ⑤ ハイパーＱＵの結果を分析し、学級経営の改善に努める。
- ⑥ いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、教員の資質の向上を図る。
- ⑦ 教職員の言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑧ 家庭において、思いやり、正義感、善悪の判断などについて話し合う機会がもてるよう、様々な情報を保護者に提供し、学校と家庭が協力していじめ問題に取り組んでいくことができるようにする。
- ⑨ 社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭が連携・協働した体制の構築及び対策を推進する。
(学校運営協議会・見守り隊等)

5 いじめの防止等のための対策の組織

いじめ対策委員会の設置



6 いじめに対する措置

- (1) いじめの通報を受けたとき、児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行うとともに、「いじめに関する報告書」にまとめ、その結果を教育委員会に報告する。
- (2) 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得なが

ら、いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言を継続的に行う。

- (3) 必要があると認めるときは、いじめを行った児童を、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにする。
- (4) 支援または指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有することができるよう配慮する。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、援助を求めるようにする。

7 いじめが発見された場合の対応

- (1) 初動の対応
 - ・いじめの訴えを受けた、またはいじめを発見した職員は、速やかにいじめ対策主任及び学年主任に報告する。いじめ対策主任は、校長及びいじめ対策委員会の職員に報告するとともに、校長から今後の対応についての指示を受ける。
- (2) いじめ対策委員会の協議
 - ・いじめ対策委員会を開き、いじめの訴えや発見の内容を把握するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。
- (3) 実態把握・解消に向けての対応
 - ・いじめ対策委員会の協議の結果を受けて、校長、教頭、いじめ対策主任を中心にして実態把握・解消に向けて、組織的に対応する。
 - ・教育委員会や関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）と情報を共有し、連携して対応する。
- (4) 事後の支援
 - ・被害児童についても加害児童についても、指導以後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。

【被害児童に対する援助】

- いじめられている児童に対して、常に味方であり、必ず守ることを伝える。
- (1) いじめられた辛さや悔しさを十分に受け止め、いつでも相談できる雰囲気醸成する。
 - (2) 関係する個人またはグループ、学級全体等に対して行う指導・援助の方法を具体的に示してやり、安心させる。
 - (3) よい点を認め、励まして自信をもたせる。
 - (4) 人間関係の確立と拡大を図るために、今後の生活行動について具体的に支援・助言を行う。
 - (5) 自己理解を深め、目標に向かって努力するよう励ます。

【加害児童への指導】

- いじめている子には、人間として決していじめは許されず、相手の気持ちを考えた言動が必要であることを納得させる。
- (1) いじめの事実関係とその背景になっている理由を確認する。
 - (2) 生活上の問題や対人関係についての不満や不安感の訴えを十分に聴く。
 - (3) いじめられた人の辛さに気付かせ、他人も自分も粗末にしない人間尊重の大切さについて考えさせる。
 - (4) 問題解決のためになすべきことがらを具体的に示してやる。
 - (5) 集団生活の中で果たすべき役割体験を例示するなど、所属感を高めるよう援助する。

8 重大事態への対応

下記のような重大事態が発生した場合は、速やかに質問票の使用や面談、その他の適切な方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

また、重大事態が発生した旨を教育委員会を通じて二本松市長に報告する。

事実関係を踏まえてすぐに緊急校内サポートチームを結成し、外部相談機関による専門的な指導を受けながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校医、保護者等と連携し、早期に問題解決が図れるように努めるとともに、市の再調査がある場合は、その調査結果を踏まえて、更に対応措置を講ずるようにする。

- (1) いじめにより児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
- (2) いじめにより児童が相当期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時

9 「いじめ」のサインを見逃さない

【 学校でのチェックポイント 】

こんな様子が見られるようになったら

- 遅刻・欠席が増える。
- 教室に入りたがらない。
- 急に学習への意欲を失う。
- 当番活動や休み時間に一人である場面が多い。
- 休み時間は、職員室や保健室の近くにいる。
- 紛失物が多くなる。
- 持ち物や掲示物にいたずら書きが増える。
- 給食を食べ残すことが多くなる。
- からかわれることが多くなる。
- 遊びの仲間に入れない。
- 表情が暗くなる。
- 仕事を押し付けられる。
- ケガやキズが多くなる。



迅速な対応をころがけよう

- 当該児童の様子を注意深く観察する。
- 自然な声掛けを行い、教師との人間関係を築いていく。
- 親身になって本人から聞き出す。
- 他の先生方からも情報を収集すると同時に、児童の様子を観察してもらう。
- 様子がおかしい場合は、初期の段階から、学年の先生や管理職等に報告する。
- 速やかに家庭と連絡を取る。
- カウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図る。
- 平素の教育活動の中に、望ましい人間関係を築くための指導を取り入れる。

【 家庭でのチェックポイント 】

こんな様子が見られるようになったら

- 学校の話 avoidance を避ける。
- 友達のことを話さなくなる。
- 登校時に体の不調を訴える。
- 感情の起伏が激しくなる。
- 兄弟や物に当たり散らす。
- 寝つきが悪く、寝不足が続く。
- 急に食欲がなくなる。
- 下校後の服の汚れや破れが目立つようになる。
- 持ち物にいたずら書きをされている。
- 怪我や傷を負って帰ってくる。
- 電話を受けた後、落ち着かない。
- 突然友達に呼び出される。
- 人に物を貸すことが多くなる。
- 家からお金を持ち出す。



迅速な対応をころがけよう

- 子どもの生活の様子や態度の変化に注意する。
- 何気ない会話で、親子のコミュニケーションを心掛ける。
- 親子の信頼関係に自信をもって、子どもとよく話し合う。
- 子どもの立場に立って話を聞いてあげる。
- 子どもを守ってあげるという強い姿勢を見せる。
- 変化が見えた時点で、学校に速やかに相談する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携等に相談する。
- 他の保護者から情報を得る。

【 いじめる側の子どもたちの行動傾向にも注意する 】

- 教室や廊下、階段で、仲間同士で集まってはヒソヒソ話をしている。
- まじめな子を冷やかしたり、仲間だけに分かるようなサインや隠語を使ったりする。
- 特定の者の失敗や規則違反に敏感に反応する。（やじを入れたり、非難したりする）
- 遊んでいるときに、自己中心的な言動が目立ち、ボスの存在になりたがる。
- 感情の起伏が激しく、行動に裏表が見られる。

10 年間推進計画

4 月	<input type="checkbox"/> いじめに関する基本姿勢の共通理解及び「いじめ根絶宣言」の表明 <input type="checkbox"/> いじめの防止等のための対策検討及び児童、保護者、地域、関係機関への説明 <input type="checkbox"/> 適応指導（学級集団づくり、教育相談 他） <input type="checkbox"/> 学校生活のルール確認（北小「学校生活のきまり」を使って）
5 月	<input type="checkbox"/> 縦割り班活動組織づくり（清掃） <input type="checkbox"/> 特に指導を要する児童の情報交換 <input type="checkbox"/> 基本的生活習慣の徹底（北小「よい子の生活」を使って）
6 月	<input type="checkbox"/> ハイパーQ Uの結果分析と学級経営の見直し <input type="checkbox"/> 家庭訪問、保護者・P T Aとの連携（S N Sの取扱いなど）
7 月	<input type="checkbox"/> 適応指導（校外学習時のグループづくり、教育相談 他） <input type="checkbox"/> いじめに関するアンケート実施
8 月	<input type="checkbox"/> いじめ防止に向けた校内研修（カウンセリングマインドの習得、事例研究 他） <input type="checkbox"/> 夏季休業明け適応指導・教育相談
9 月	<input type="checkbox"/> 基本的生活習慣の見直し（「生活チェックカード」を使って）
10 月	<input type="checkbox"/> 郷土祭礼指導・補導 <input type="checkbox"/> 適応指導（北っ子まつり、教育相談 他）
12 月	<input type="checkbox"/> いじめに関するアンケート実施 <input type="checkbox"/> 全児童との個別面談（教育相談） <input type="checkbox"/> 縦割り班活動 <input type="checkbox"/> 保護者との個別懇談（教育相談）
1 月	<input type="checkbox"/> 冬季休業明け適応指導・教育相談 <input type="checkbox"/> 基本的生活習慣の見直し（北小「よい子の生活」を使って）
3 月	<input type="checkbox"/> いじめに関するアンケート実施 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策に関する学校評価 <input type="checkbox"/> 指導情報の次年度への引き継ぎ
<p><年間を通じて></p> <input type="checkbox"/> 個々の児童の行動を観察し、必要に応じて教育相談を実施する。 <input type="checkbox"/> 学校の全教育活動を通じて、いじめ防止の指導を取り入れていく。 <input type="checkbox"/> 道徳・各教科を通じて、いじめ防止のための教育を展開する。 ※ 豊かな人間関係を育むプログラム（対等で自由な人間関係） 人権感覚を磨くためのプログラム（多様性に配慮し均質化のみに走らない） 生命尊重の視点に立ったプログラム（適切な援助希求） <div style="text-align: right;">他</div> <input type="checkbox"/> 児童会等で児童自身がいじめについて考えることを重視した取り組みを実施 <input type="checkbox"/> 常に保護者との連携を図るとともに、必要な啓発活動を行う。	